

## 物価高騰に対する鳩山町の独自支援

### 物価高騰対策生活支援ギフトカード



町では、食料品等の価格高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、消費の下支え等を通じた生活者支援を図ることを目的に、全町民を対象としてギフトカードを配付します。

#### 対象

令和8年1月1日時点で鳩山町住民基本台帳に住民登録されている方

(令和8年1月2日以降に転入された場合は、対象外となります。令和8年1月1日に出生された場合で、期日までに出生届を提出された場合は対象となります。)

#### 配付内容

1人当たり

**8,000円分のプリペイド型  
ギフトカード1枚**

(Visaギフトカード/使い切り)

#### 配付時期

令和8年6月(予定)

※ギフトカードの調達が当初の予定よりも時間がかかっております。準備が整い次第順次発送いたしますので、ご理解いただきますよう、よろしくお祈いします。

#### 使用期限

令和8年9月30日(水)

#### 配付方法

住民基本台帳の住所に世帯ごとに郵送

※鳩山町住民基本台帳の住所に世帯ごとに簡易書留にて送らせていただきます。

※不在の場合は、「不在連絡票」が投函されます。「不在連絡票」の案内のとおり、速やかに再配達等の手続きをお願いします。

#### 問合せ

役場政策財政課 ☎ 296-1212



町ホームページ▶



### マイナンバーカード取得と電子証明書に関する手続き受付中!

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、マイナンバーカードや電子証明書に関する手続きを行っています。

お手続きには事前予約が必要です。ご希望の方は、臨時開庁予定日の4日前までに町民健康課へお電話で予約をお願いします。ご予約の際には、ご希望の時間帯(午前中のみ)とお手続き内容をお伝えください。

正面玄関が閉まっておりますので、来庁時には職

員通用口(正面玄関向かって右側)からお入りください。

◆令和8年4月～6月 休日臨時開庁予定日

■日時 4月12日(日)、5月16日(土)、6月14日(日)午前9時～正午

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

※予約があった日(予約のあった時間帯)のみ開庁します。原則として、当日受付は行っておりませんので、ご注意ください。

## 令和8年5月から防災気象情報が新しくなります



国土交通省水管理・国土保全局と気象庁は、令和8年5月下旬(予定)から新たな防災気象情報の運用を開始します。

この新たな防災気象情報では、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の警報などを、避難行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させ、災害発生危険度に応じたレベルの数字を名称に含めて発表します。レベル5に相当する

河川氾濫の特別警報や警戒レベル4に相当する危険警報も新たに開始するなど、現行の大雨警報・注意報などが大きく変わります。

レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら、自治体からの避難指示等に十分留意いただくとともに、大雨で危険度が高まった地域が地図で表示される「キキクル」や河川の水位情報を参照して、危険な場所にいる方は早めの避難を心がけてください。

気象庁ホームページに設けた特設ページでは、新たな防災気象情報に関する様々な資料を掲載しています。これらの資料を参考に、情報が発表された際にどのような行動をとるか、ご家庭や企業・組織内であらかじめ決めていただくようお願いします。

■問合せ 熊谷地方気象台  
☎ 048-521-5858  
役場総務課 ☎ 296-1214

	河川氾濫 1 氾濫川以外の 大川以外の氾濫	大雨 氾濫川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩壊や 土石流	高潮 高潮の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める



## 住宅のリフォーム費用を補助します!

町内業者により、現在お住まいの住宅を改修する場合、その費用の一部を町が補助いたします。補助金の詳細は町ホームページをご覧ください。役場産業振興課までお問い合わせください。

■補助対象者 次の①～⑥のすべてに該当する方(1住宅、同一の申請者につき、1回限り)

- ①申請時に本町に住民登録をしている方
- ②補助対象となる住宅の所有者で、同住宅に居住している方
- ③申請時点で町税を滞納していない方
- ④対象工事について、上期は令和8年9月末まで、下期は令和9年3月末までに完了すること
- ⑤対象工事について、町が実施する同様の補助金又は助成金、保険給付金等を受けていない方
- ⑥対象工事について、補助金交付決定前に工事等を着手していないこと

※申請受付後に現地確認を行ってから、交付決定します。

■補助対象工事 町内業者が行う20万円以上(消費税別)の個人住宅の改修工事。(増築を除く。)

■補助金額 改修工事に要した費用の5パーセントに相当する金額で10万円を限度とします。(千円未満切捨て)

■予算額 上期・下期各70万円

※予算額を超える申請があった場合は抽選となります。

■申込期間 年度内で2回に分けて申請を受け付けます。※先着制ではありません。

上期受付:令和8年4月6日(月)～4月27日(月)  
下期受付:令和8年9月1日(火)～9月18日(金)

■必要書類【申請受付時に必要な書類】

- ①鳩山町住宅リフォーム補助金交付申請書(役場産業振興課窓口にて配布)
- ②改修工事の見積書の写し
- ③改修工事の図面(改修部分に色付けしたもの)

■書類提出先・問合せ

役場産業振興課 ☎ 296-5895

## 集合狂犬病予防注射会場変更のお知らせ

広報はとやま3月号でお知らせしました、令和8年度の集合狂犬病予防注射について、午前中の会場が変更になりました。**中央公民館西側駐車場から、役場南側駐車場に変更します。**午後の会場は地域包括ケアセンター駐車場に変更ありません。急な変更でご迷惑おかけしますがよろしくお願ひします。

※雨天の場合も実施します。また、令和8年度も、令和7年度同様に1日のみ、2会場での実施となりますのでご注意ください。

### ■料金

1頭当たり3,500円(済票交付手数料550円、予防注射料金2,950円)

日程	時間	会場
4月12日(日)	午前9時30分～ 11時30分	役場南側駐車場
	午後1時30分～ 3時30分	鳩山町地域包括ケアセンター駐車場

※未登録の犬については、この他に登録手数料3,000円が必要となります。当日は釣り銭のないようにご用意ください。

■問合せ 役場地域創生環境課 ☎ 296-5894

## ファミリー・サポート・センター事業の会員を募集します

ファミリー・サポート・センター事業とは、小学生以下のお子さんがある子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助を行いたい方が会員になり、お互いに地域の中で助け合いながら子育てをする、会員制の支え合いで成り立つ、有償の相互援助活動です。

支援をしたい方(サポート会員)や支援を受けたい方(利用会員)は、会員登録が必要です。ファミリー・サポート・センターを通じて、子育て支援を受けたい利用会員に、希望に合ったサポート会員を紹介します。

サポート会員には、朝や夕方の時間帯を中心に、保育所や習い事などへの児童の送迎、児童の預かり等の活動をしていただきます。報酬は活動時間に応じてお支払いいたします。サポート会員になるには、保育関連資格や経験などは不問ですが、講習(全4回)を受講していただきます。詳細についてはお問い合わせください。

空き時間を活用して子育て世帯を応援してみませんか。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 277-7527

## 鳩山町ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成事業について



ひとり親家庭等を対象に、子育て及び経済的な負担軽減と生活の安定を図るため、ファミリー・サポート・センター利用料の助成券を交付します。

■助成内容 1枚700円(1時間の利用料相当額)の助成券を1月につき5枚、申請月から当年度末まで交付(最大42,000円相当)。利用の際、利用料の精算時にサポート会員にお渡しください。

■助成券交付対象世帯 次の①から④のいずれかに該当する世帯

- ①ひとり親家庭等(児童扶養手当又は鳩山町ひとり親家庭等医療費受給者)

- ②住民税非課税世帯
- ③生活保護受給世帯
- ④多胎児の子どもがファミリー・サポート・センター事業を利用している世帯

■申請方法 申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。審査の上、決定後、助成券を交付します。詳細は町ホームページをご覧ください。

■申請・問合せ 役場町民健康課 ☎ 277-7527



## 防災行政無線の内容をもう一度確認したい場合

防災行政無線の放送は、気象状況(大雨や暴風)や環境の違い(家の構造や周辺の交通量など)によって聞き取りにくいことがあります。もう一度放送内容を確認したいという場合には、電話やメールで確認することができます。災害時以外の放送でも利用できますので、ぜひご利用、ご登録ください。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

■電話での確認(フォロー電話)

☎ 0800-800-0799 (フリーアクセス)

※携帯電話、IP 電話からはご利用できません。

※携帯電話等から確認する場合は、☎ 049-296-2573 (有料)をご利用ください。

※放送直後はアクセスが集中し、電話が繋がらない場合があります。繋がらない場合は、時間を置いてからおかけ直してください。

※西入間広域消防組合が放送する火災情報は、☎ 050-1808-9399 (有料)をご利用ください。

■メールでの確認(防災情報メール配信サービス)

あらかじめ登録したメールアドレスへ、防災行政無線の放送内容をメールでお知らせします。

### 【登録の方法】

お手持ちの携帯電話等から下記の二次元コードを読み取り、サイトにアクセスし、空メールを送ってください。メールが届くので、メールに記載された URL にアクセスすると登録手続きができます。登録手続きの際、配信カテゴリを選択する画面では、「防災」を選択してください。

※空メールが送れない場合は、「t-hatoyama@sg-p.jp」にメールを送ってください。

※携帯電話に登録される方で、ドメイン指定受信などを設定されている方は、空メールを送信する前に【@sg-m.jp】のドメインから受信できるように設定してください。

※西入間広域消防組合が放送する火災情報等には対応していませんのでご注意ください。

▼PC・スマートフォンの場合  
<https://plus.sugumail.com/us/hatoyama/home>



▼フィーチャーフォン(ガラケー)の場合  
<https://plus.sugumail.com/m/hatoyama/home>



## 放課後子ども教室 教育活動サポーターを募集します

「放課後子ども教室」では、放課後の小学校施設などを活用し、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりを行っています。

この活動を支え、子どもたちの健やかな成長を見守ってくださる「教育活動サポーター」を募集します。主な勤務内容は、学習や体験活動のサポート、および安全管理です。子どもたちの笑顔と一緒に見守りませんか。

■対象 18 歳以上で、児童の学習活動や地域活動に理解のある方  
(特別な資格・経験などは必要ありません。)

■活動内容 児童の学習活動、体験活動、遊び等の補助や安全管理の支援

■謝礼 1 時間当たり 930 円

■募集人数 30 人程度

※教育活動サポーターとしてご登録いただき、1 教室で指導者が 10 人程度となるようシフト制を採用します。

■活動場所 鳩山町立今宿小学校、鳩山町立鳩山小学校または鳩山町立亀井小学校(複数学校の登録も可)

### ■活動日時

○今宿小学校 原則木曜日の午後 2 時 20 分から午後 5 時 20 分(準備・片付けを含め 3 時間程度)

○鳩山小学校 原則水曜日の午後 1 時 55 分から午後 4 時 55 分(準備・片付けを含め 3 時間程度)

○亀井小学校 原則月曜日の午後 2 時 20 分から午後 4 時 50 分(準備・片付けを含め 2 時間半程度)

※いずれも後日、令和 8 年度鳩山町放課後子ども教室年間予定表で開催日をお示します。

■応募方法 5 月 8 日(金)までに「鳩山町放課後子ども教室事業コーディネーター等登録申込書」を教育委員会事務局生涯学習・スポーツ担当まで提出してください。(郵送可)。必要に応じて面談の上、採用等の決定を行います。

※申込書は町ホームページからダウンロードするか、教育委員会事務局で配布しています。

■問合せ 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸 184-16 町教育委員会事務局 ☎ 296-1263

## はとやま健康向上委員会委員を公募します！

■応募資格 次の①～⑥にすべて該当する方

①本町に引き続き1年以上住民基本台帳法の規定による住民登録をしている方

②令和 8 年 4 月 1 日現在で満 18 歳以上の方

③応募日現在において本町の審議会等の 2 件以上の公募委員となっていない方

④原則として、過去の審議会等の公募委員就任回数が 5 回以上でない方

⑤町の健康づくりに興味のある方

■募集人数 6 人

■任期 令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日(2 年間)

■会議開催予定等 年間 4 回程度(報酬なし)

■応募方法 保健センターまたは東出張所に備えてある応募用紙、もしくは町ホームページからダウンロードした

応募用紙に必要な事項を記入の上、4 月 22 日(水)(必着)までに、いずれかの窓口への持参(土・日・祝日を除く午後 5 時 15 分まで)または、郵送で提出ください。

※郵送の場合は、保健センター宛てをお願いします。

送付先: 〒350-0324 鳩山町大豆戸 183-1 鳩山町保健センター

■委員の決定

①応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認のうえ原則として応募者を委員に決定します。

②応募者が定員を超えた場合には、公開抽選により委員を決定します。公開抽選を実施する場合は応募者にご連絡しますので、立ち合いをお願いします。

■公開抽選 4 月 24 日(金)午前 9 時から町保健センター 集団検診室で行います。

■問合せ 町保健センター ☎ 296-2530



## ふるさと納税で鳩山町を元気に！ 返礼品の事業者になりませんか



ふるさと納税は、「納税」といいますが、実際には市町村等への「寄附」のことを言います。寄附を通じて地域を応援することができる制度です。

応援したい市町村等にふるさと納税(寄附)すると、お住まいになっている自治体の個人住民税などから寄附額に応じた税額が控除され、鳩山町はそのお礼として返礼品を送っています。

町では、返礼品を充実させ、寄附額を増やしたいと考えています。

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

### マイナ保険証との紐づけで

## 「こども」「ひとり親家庭等」「重度心身障害者」 医療費受給者証の提示が不要になります

令和 8 年 4 月 1 日から県内の一部医療機関などで、紙のこども医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証・重度心身障害者医療費受給者証を持参しなくても、マイナ保険証を利用することで、医療費助成を受けられるようになります。これまでどおり、紙の受給者証もご利用いただけます。

### 【返礼品の事業者になりませんか】

町では、ふるさと納税の返礼品を扱う事業者を募集しています。事業者の皆さんの「逸品」を返礼品として、全国の寄附者に届けてみませんか。登録、掲載するにあたり、必要な費用はございません。分かりやすいシステムで難しい作業もありません。配送情報がメールで届き、専用のシステムで確認し、配送をするだけです。

返礼品は、鳩山町内で生産・製造された物品または提供サービスなどが条件です。一定の基準がございますので、詳しくは役場政策財政課までお問合せください。

現時点では未対応の医療機関・薬局等もありますので、受診の際は念のため紙の受給者証も併せてお持ちください。

利用可能な医療機関や制度の詳細は、町ホームページをご覧ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

## 令和8年度から高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種で使用するワクチンと自己負担額が変わります

国における審議の結果、令和8年4月1日から高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種で使用するワクチンがPPSV23(肺炎球菌多糖体ワクチン)からPCV20(沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン)に変更することが決まりました。それに伴い、接種の自己負担額も8,000円となります。

接種方法は次のとおりです。

■対象者 町内に住所があり、過去に23価肺炎球菌の予防接種を受けたことがない方で、次の①、②いずれかに該当する方

- ①接種日において65歳の方(誕生日の前日から接種可能です)
- ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

■ワクチン プレベナー20(ファイザー社)

■接種期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

■接種回数 1回

■接種費用 自己負担額 8,000円

※生活保護受給者は無料

■接種方法 接種を希望する対象者は、保健センターへご連絡ください。町における過去の接種歴等を確認後、ご案内いたします。

なお、過去に沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV15)、及び沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)を任意で接種したことがある方は接種の必要性についてかかりつけ医にご相談ください。

■問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

## 「子どもスマイルネット」に相談してみませんか？



「子どもスマイルネット」は、子ども(原則18歳未満・高校生は対象)に関わる様々な悩みについて、電話で相談を受ける埼玉県の窓口です。

学校や友達、家族のことなどで悩んでいるお子さんからの相談はもちろん、保護者の方からの子育て相談も受け付けています。

いじめなど子どもの権利に関する悩みには、面接相談(予約制)もあります。

■相談先 ☎ 048-822-7007

■受付時間 毎日午前10時30分～午後6時(祝日・12月29日～1月3日を除く)



## 図書館おススメの赤ちゃん絵本リストをぜひご利用ください！



「文字も言葉もわからない赤ちゃんに絵本？」と思われる方もいらっしゃるかもしれません。実は赤ちゃんは、絵本の鮮やかな色や心地よいリズムがとっても大好きなんです！絵本の読み聞かせは、親子のコミュニケーションにつなげることができます。

町立図書館では所蔵する絵本の中から、0歳～3歳ころまでのお子さまへの読み聞かせにおススメしたい絵本を選んだリスト「親子のふれあい読み聞かせ絵本」を配布しています。なお、リストは町ホームページからもダウンロードができます。

■問合せ 町立図書館 ☎ 296-5660



## 「春の全国交通安全運動」にご協力をお願いします

### 令和8年スローガン

### 人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

町では、「春の全国交通安全運動」として、交通ルールの遵守や正しい実践を習慣づけるなど、町民自身による交通環境や意識の改善を推進し、交通事故防止の徹底を目指します。

■実施期間 4月6日(月)～15日(水)の10日間

■統一行動日 4月10日(金)交通事故死ゼロを目指す日・自転車安全利用の日

### ■重点目標

【埼玉県内】

①自転車への交通反則通告制度導入に伴う交通ルールの遵守とヘルメット着用推進

②横断歩道における歩行者優先の徹底

【鳩山町内】

①交差点事故の撲滅

②自転車事故の撲滅(自転車用ヘルメット着用及び自転車保険加入等啓発指導を含む)

③飲酒運転の撲滅

■問合せ 役場地域創生環境課 ☎ 296-5894

## 自転車用ヘルメットの購入費用を補助します！

自転車利用者の自転車用ヘルメットの着用の促進を目的として、ヘルメットの購入費用の一部を補助します。

■対象者 ヘルメット購入時において、自ら着用するヘルメットを購入した自転車利用者(自転車利用者が未成年である場合にあっては、その保護者)で、次の①・②のいずれにも該当する方

①町税等を滞納していないこと

②本人及びその属する世帯の構成員に鳩山町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者がいないこと

■対象物件 次の①から⑤のいずれかの認証を受けた新品の自転車用ヘルメット(ただし中学校で使用するヘルメットは除きます。)

①一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

②公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

③欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

④ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

⑤米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

■対象費用 ヘルメットの購入費用(配送料、手数料その他ヘルメット以外の用品に係る費用は除く。)

※令和8年4月1日以降に購入し、かつ、購入してから6か月以内のものが対象となります。

■補助金額 対象費用の2分の1の額(百円未満切捨て・2,000円限度・1人につき1回限り)

■必要書類【申請受付時に必要な書類】

①鳩山町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書

②鳩山町自転車用ヘルメット購入費補助金交付請求書

③ヘルメット購入に係る領収書(購入日、購入業者名、購入品名及びヘルメットの購入費が確認できるもの)

④ヘルメットの安全性について「対象物件」に記載の認証を受けていることが確認できるものの写し

※上記以外にも提出が必要となる場合があります。

※必要書類に加えて、「印鑑」、「口座番号が分かるもの」、「申請者及び購入したヘルメットを着用する者の身分証」も併せてご準備をお願いします。

■書類提出先・問合せ

役場地域創生環境課 ☎ 296-5894